

各学校・保育所等の設置者 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター

災害共済給付における公立大学法人が設置する学校の事務処理について

日ごろから、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付業務について、格別の御協力をいただきありがとうございます。

平成28年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第6次地方分権一括法）が成立し、この法律により、公立大学法人制度関係では、地方独立行政法人法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等が改正され、平成29年4月1日から、公立大学法人が、大学及び高等専門学校以外の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園等）も設置することができることとなりました。

この改正に伴い、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の改正があり、公立大学法人が設置する学校の災害共済給付における事務処理について規定され、平成29年4月1日から施行されますので、事務処理の概要について下記のとおりお知らせします。

なお、本件については、関係する部署等にも周知くださるようお願いいたします。

記

公立大学法人が設置する学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園）の災害共済給付金の支払請求等に係る事務は、当該学校の校長又は当該園の園長に行っていただくこととなります。

なお、平成29年度から公立大学法人が学校を新設（地方公共団体等からの移管を含む。）される場合は、平成29年度の災害共済給付契約（名簿更新）時に、学校の設置者である公立大学法人と独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間で災害共済給付契約を締結する手続を行っていただく予定です。

本件に関する御質問等は、次の連絡先までお願いします。

【日本スポーツ振興センター学校安全部連絡先】

都道府県	問合せ先電話番号	担当部署
茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉	03-5410-9162	給付第二課
東京・神奈川・新潟・山梨・長野	03-5410-9163	
北海道・青森・岩手	022-716-2107	仙台給付課
宮城・秋田・山形・福島	022-716-2108	
福井・愛知・三重	052-533-7822	名古屋給付課
富山・石川・岐阜・静岡	052-533-7823	
大阪・奈良・和歌山	06-6456-3602	大阪給付課
滋賀・京都・兵庫	06-6456-3603	
鳥取・島根・岡山・広島・山口	082-511-2956	広島給付課
徳島・香川・愛媛・高知	082-511-2957	
福岡・鹿児島・沖縄	092-738-8725	福岡給付課
佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎	092-738-8726	